

**「人工知能基本計画骨子」
「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」
に対する意見**

一般社団法人日本新聞協会

1. 人工知能基本計画骨子

【全般】

該当ページ数・行番号：なし

意見：新聞協会は AI 事業者に対し、報道コンテンツを生成 AI に利用する場合は許諾を得るよう繰り返し求めている。しかし改善がみられないままサービスは拡大の一途をたどり、ユーザーが情報発信元のウェブサイトを訪問しない「ゼロクリックサーチ」などの問題は深刻化している。このままでは、コンテンツから得た収入をさらなる報道活動に投下する再生産サイクルが損なわれ、報道機関の機能が低下し、国民の「知る権利」を阻害する結果となりかねない。民主主義の在り方などにも関わる極めて重要な問題であり、生成 AI 時代に即した新たな法整備が急務だ。

本件はこうした状況のもとで政府の基本計画を策定するための重要な意見募集であるにもかかわらず、1 週間に満たない極めて短期間で実施した。国民の意見を尊重する考えがあるのか疑わざるを得ないものであり、極めて遺憾だ。

【第2章 AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針】

該当ページ数・行番号：4 ページ 9～29 行

意見：基本的な方針の記述は、AI の利活用や開発に強く力点が置かれ、バランスを欠いていると言わざるを得ない。AI のリスクもしっかり記述するとともに、知的財産の適切な保護も基本的な方針に盛り込み、社会と調和した AI の発展を促すべきである。

【第3章第2節 AI 開発力の戦略的強化】

該当ページ数・行番号：7 ページ 23～32 行、8 ページ 13～21 行

意見：具体的な取り組み例として、日本国内の AI 開発力の強化や信頼できる AI 基盤モデルの開発が挙げられている。詳細は不明だが、政府自らがデータセットやデータ連携基盤の構築、日本語データの整備・拡充に取り組むとすれば、データの権利者に許諾を得て適切な対価を支払う仕組みが不可欠だ。すでに報道コンテンツの無断学習・利用が課題になっている中、政府自らが権利者を重視する姿勢を示すことが、基本計画で掲げる「AI エコシステム」を構築するために最も重要だ。AI の政府調達にあたっては、適切な権利処理を行っている開発業者の製品かどうかを判断基準に盛り込むべきだ。

【第3章第4節 AI 社会に向けた継続的変革】

該当ページ数・行番号：11 ページ 5～7 行

意見：「コンテンツホルダーへの対価還元等に向けたガイドラインの策定など、適切な財産の保護と活用につながる透明性の確保」は極めて重要な論点だ。現状、AI 事業者が報道コンテンツをどのように利用しているのかわからず、契約締結やそれに伴う対価の還元はほとんど進んでいない。技術的措置を設定し利用を拒否しているにもかかわらず、それを無視して報道

コンテンツが利用されるケースもある。基本計画がどのような取り組みを想定しているか詳細は不明だが、透明性を確保するための実効性のある取り組みを求めたい。

2. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子

【1（2） 本指針における適正性確保の考え方】

該当ページ数・行番号：3 ページ 16～23行、31～34行

意見：AI 事業者等が考慮すべき主要素として「公正競争」を例示し、「有利な立場を利用した不当なデータの収集を含む不公正な取引が行われないようにする」とした点は極めて重要だ。権利者の意思を尊重し、実効性ある取り組みを進めることが不可欠だ。また、ここでいう「収集」は、明示的・直接的に契約を結ばないクローラーによるものも含んでいることを確認したい。他方、前提として、「AI に関する資源が集中した場合においても」とあるが、資源に何が該当するか判然としないこともあるため、幅広く捉えられるような表現とすべきだ。

「透明性」の項目では「技術的に可能な範囲での情報開示」とあるが、AI のブラックボックス化が指摘されていることを踏まえ「技術的に可能」という要件を削除し、必要か否かでサンプルに判断すべきだ。アカウントビリティについても制度的、社会的観点から判断することがふさわしく、「技術的」は削除すべきである。

【1（3） 適正性確保のための基本方針】

該当ページ数・行番号：4 ページ 14～29行目

意見：④で指摘されている通り、AI の技術進歩は早く、予見可能性や説明可能性は十分ではないことを踏まえ、①においても AI がもたらすリスクは幅広い視点から評価すべきだ。その際には、知的財産保護に関しても十分考慮すべきだ。

【2（2） ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保】

該当ページ数・行番号：5 ページ 15～21行

意見：学習データの透明性の確保は極めて重要だ。他方、「自主的かつ能動的な取り組みを促す」という指針のソフトロー的な性格上、実効性の観点から疑問がある。海外事業者を中心に、文化庁「AI と著作権に関する考え方」等を順守せずサービスを展開するケースが散見される中で、主体的に透明性の確保に取り組む事業者がどの程度あるかは疑問だ。「合理的な範囲」で説明可能性を確保するとしているが、開示の範囲が限られる恐れがある。説明の範囲を極力広く確保できるようにすべきだ。

AI 利用者に提供する情報として、「学習するデータの収集ポリシー」が挙げられているが、それだけでは権利者にとっての透明性は確保されない。使用されているデータを権利者が特定できるよう、開示を求められるようにすべきだ。

【2（5） AI のイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮】

該当ページ数・行番号：6 ページ 7～12行

意見：AI 事業者によるデータの収集・利用に際しては、権利者から許諾を得て適切な対価還元が担保される仕組みが不可欠だが、現状はそうになっていない。AI 事業者の対応を促すべきであり、「方策の検討、実施に努める」との記述は「実施すべき」と修正すべきだ。同様の観点から、標題は「配慮」ではなく、「対応」と明記すべきだ。

以 上